



①

令和 5 年分 給 与 所 得 者 の 扶 養 控 除 等 (異 動) 申 告 書

TA RA SA (該当に○をしてください。)

適用期間は令和5年4月から令和6年3月までとみなします。

学生番号

所轄税務署長等 渋谷税務署	給与の支払者の 名称(氏名)	学校法人 青山学院	フリガナ あなたの氏名	あなたの生年月日	世帯主の氏名	あなたとの続柄	配偶者の有無	有・無	従たる給与につ いての扶養控除 等申告書の提出 提出している場合 には、○印を付け てください。
税務署長	給与の支払者の 法人(個人)番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。 3 0110 0500 0353	あなたの個人番号	※記載不要※					
市区町村長	給与の支払者の 所在地(住所)	渋谷区渋谷 4-4-25	あなたの住所 又は居所	郵便番号					

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号		老人扶養親族 (昭和29.1.1以前生) 特定扶養親族 (平成13.1.2生～平成17.1.1生)	本年中の 所得の見積額 生計を一に する事実	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由 本年中に異動があった 場合に記載してください (以下同じ。)		
		あなたとの続柄	生年月日							
主たる給与から 控除を受ける A 源泉控除 対象配偶者 (注1)		※記載不要※			円					
	B 控除対象 扶養親族 (16歳以上) (平成20.1.1以前生)	1	※記載不要※		☐ 同居老親等 ☐ その他	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払				
		2	※記載不要※		☐ 同居老親等 ☐ その他	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払				
		3	※記載不要※		☐ 同居老親等 ☐ その他	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払				
		4	※記載不要※		☐ 同居老親等 ☐ その他	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払				
C 障害者、寡 婦、ひとり親 又は勤労学生	5	※記載不要※		☐ 同居老親等 ☐ その他	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払					
	D 障害者、寡 婦、ひとり親 又は勤労学生	☐ 障害者	区分	該当者	本人	同一生計 配偶者(注2)	扶養親族	☐ 寡婦 ☐ ひとり親 ☐ 勤労学生	異動月日及び事由	
			一般の障害者				()人			
			特別障害者				()人			
		同居特別障害者				()人				
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。										
(注1) 源泉控除対象配偶者とは、所得者(本年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、本年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 (注2) 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、本年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。										
他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたとの 続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者		氏名	あなたとの 続柄	住所又は居所	異動月日及び事由

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

住民税に 関する事項 16歳未満の 扶養親族 (平成20.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの 続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	本年中の 所得の見積額	異動月日及び事由		
	1	※記載不要※								
	2	※記載不要※								
	3	※記載不要※								
退職手当等を有する 配偶者・扶養親族	氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族	本年中の所得の見積額	障害者区分	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親
			※記載不要※					☐ 配偶者 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学	☐ 一般 ☐ 特別	

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、令和5年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (3) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与については源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者（特別控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (4) 年末調整において、基礎控除又は配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和5年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、年齢16歳未満の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (2) 「給与の支払者の法人（個人）番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー（個人番号）を記載してください。
- (3) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- (4) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」にチェックを付けてください。
- また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。
- (5) 「令和5年11月の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額（例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円（収入金額を限度とします。）を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。
- なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当金などについては、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の判定の基礎となる所得には含みません。
- (6) 源泉控除対象配偶者が非居住者^(注)である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。また、控除対象扶養親族が非居住者である、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、その非居住者の年齢が30歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人（下記4.5.ロに該当する人）である場合には、「非居住者である親族」欄の「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目にチェックを付けてください（2以上の項目に該当する場合、いずれか1つにチェックを付けてください）。
- (注)「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない人をいいます。
- なお、非居住者である親族について、扶養控除等の適用を受けようとする場合の「続等」の詳細は、国税庁ホームページの「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」をご覧ください。
- (7) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和5年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。
- (8) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
- イ 障害者（特別障害者）……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの障害者（特別障害者）に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（特別障害者であるときは同居の有無）、マイナンバー（個人番号）欄、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び令和5年中の所得の見積額（これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます）。
- また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和5年中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額（送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。）
- (注) 一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- ロ 勤労学生……学校名と入学年月日及び令和5年中の所得の種類とその見積額
- (注) 寡婦又はひとり親に該当する人については、この欄の記載を要しません。
- (9) あなたの同一生計内にある所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等（控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等として、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたことができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
- (10) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等（源泉徴収されるもの）に限ります。（以下において同じです。）の支払を受ける配偶者（退職所得を除く所得の見積額が33万円以下である人に限ります。）又は扶養親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限ります。）に記載してください（住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含めないとされています。）また、「控除対象国外扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄に記載した場合には、下記3(2)の（注）1から4の確認書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。なお、表面の「二次元コード」を読み取ることで、詳しく記載のしかた等をご覧になれます。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

- (1) 年中途中で就職した人でも前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年中途中で従たる給与を支たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (2) 以下に掲げる親族が非居住者である場合には、その親族に係る「親族関係書類」^(注1、5)を添付してください。
- また、その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「留学」にチェックを付けた場合には、その親族に係る「親族関係書類」に加えて「留学ビザ等書類」^(注2、5)も添付してください。
- イ 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族
- ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者
- ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者
- さらに、年末調整において、上記イ又はハに該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、令和5年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実（送金額等）を記載した扶養控除等申告書を作成し、「送金関係書類」^(注3、5)（その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合には、「38万円送金書類」）を添付した上で提出してください（上記ロに該当する配偶者について配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一にする事実を記載した「給与所得者の配偶者控除等申告書」に「送金関係書類」を添付し提出する必要があります。）。
- (注) 1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいいます。
- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）

- 2 「留学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます。
- ① 外国における査証（ビザ）に類する書類の写し
- ② 外国における在留カードに相当する書類の写し
- 3 「送金関係書類」とは、次の書類でああなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類
- 4 「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、あなたからその非居住者である親族各人への令和5年中における生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。
- 5 「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。
- (3) あなたが、勤労学生である場合（専門学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。）には、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。

4 扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 所得者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一緒にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人
【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和5年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者
【③源泉控除対象配偶者】 所得者（令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一緒にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下）の人 (注) 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。
【④扶養親族】 所得者と生計を一緒にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、児童福祉法の規定による母子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人
【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人 イ 扶養親族が居住者の場合 年齢16歳以上の人（平成20年1月1日以前に生まれた人） ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人 （イ）年齢16歳以上30歳未満の人（平成6年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人） （ロ）年齢70歳以上の人（昭和29年1月1日以前に生まれた人） （ハ）年齢30歳以上70歳未満の人（昭和29年1月2日から平成6年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和5年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」
【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた人）
【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和29年1月1日以前に生まれた人）
【⑧同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人
【⑨障害者（特別障害者）】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人 イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人又は、特別障害者になります。 ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人又は、特別障害者になります。 ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。 ヘ 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。 ト 常に就労を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。 チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和34年1月1日以前に生まれた人）で、市町村長、特別区の区長や福祉事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。
【⑩同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一緒にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人
【⑪寡婦】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和5年中の所得の見積額が500万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が6,777,778円以下）、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいない人（⑩のひとりに該当する人を除きます。） イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、④の扶養親族を有する人 ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人
【⑫ひとり親】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和5年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいない人 イ 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人 ロ その所得者と生計を一緒にする「（他の人の①の）同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者を除き、令和5年中の総所得金額等の見積額が48万円以下の子に限ります。」を有する人
【⑬勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人 イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。 ハ 令和5年中の所得の見積額が75万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下）であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

(2)

TA RA SA (該当に○をしてください。)

学生番号

令和 4 年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 渋谷税務署	給与の支払者の 名称(氏名)	学校法人 青山学院	(フリガナ)	
	給与の支払者の 法人番号	3 0110 0500 0353	あなたの氏名	
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	渋谷区渋谷4-4-25	あなたの住所 又は居所	

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

- ①「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
- あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
 - 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。)
- ②「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる給与の収入金額が950万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

判定	控除額
判定	900万円以下 (A)
	900万円超 950万円以下 (B)
	950万円超 1,000万円以下 (C)
判定	1,000万円超 2,400万円以下
	2,400万円超 2,450万円以下
	2,450万円超 2,500万円以下

区分 I
(左のA～Cを記載)
基礎控除の額
円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分 I」欄については、「基礎控除申告書」の「区分 I」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分 I」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分 II」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ)	配偶者の氏名	配偶者の生年月日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

判定	控除額
判定	48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭28.1.1以前生)
	48万円以下かつ年齢70歳未満
	48万円超95万円以下
	95万円超133万円以下

○ 控除額の計算

		区分Ⅱ										
		①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(*印の金額))							
					95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 135万円以下
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要		配偶者控除		配偶者特別控除								

配偶者控除の額
円
配偶者特別控除の額
円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が950万円以下の場合は、記載する必要はありません。

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「★扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。)
- なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	扶養親族等	(フリガナ)	左記の者の生年月日	★特別障害者
	同一生計配偶者又は扶養親族 (右の★欄及び★欄を記載)		同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	野大印 年 月 日	特別障害者に該当する事実
	扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の左記の者の金額 あなたとの控除額(見積額)	
	扶養親族が12歳未満(平成12.1.2以後生) (右の★欄のみを記載)			円	□扶養控除等申告書との併記

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告事業者として給与の支払を受ける人及び白色申告事業者)を除きます。で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

1-1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、年末調整において基礎控除の適用を受けようとする場合に、令和4年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」を提出した給与の支払者））に提出してください。
- (2) あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円を超える場合には、基礎控除の適用を受けることができません。
(注) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。

1-2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄の記載に当たっては、「4 合計所得金額の記載についてのご注意」をご参照ください。
- (2) 「あなたの本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄にチェックを付け、その該当する控除額（48万円、32万円又は16万円）を「基礎控除の額」欄に記載してください。
なお、「判定」欄にチェックを付けた項目が(A)～(C)に該当する場合は、その該当する区分（A～C）を「区分Ⅰ」欄に記載してください（「配偶者控除等申告書」に記載する必要が無い場合は、「区分Ⅰ」欄の記載は必要ありません。）。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

2-1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする場合に、令和4年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」を提出した給与の支払者））に提出してください。
- (2) あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又はあなたの配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円）を超える場合には、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができません。
(注) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。
- (3) あなたの配偶者が、あなた以外の所得者の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者となる場合には、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができません。
- (4) 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- (5) 非居住者⁽¹⁾である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「非居住者である配偶者」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその配偶者に送金等をした金額の合計額を記載するとともに、その配偶者に係る「親族関係書類」⁽²⁾及び「送金関係書類」⁽³⁾をこの申告書に添付してください（その配偶者に係る「親族関係書類」を「扶養控除等申告書」に添付し給与の支払者に提出している場合には、この申告書に「親族関係書類」を添付する必要はありません。）。
なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。
(注) 1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続き1年以上国内に住所を有しない個人をいいます。
2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者であることを証するものをいいます。
① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその配偶者の旅券（パスポート）の写し
② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）
3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である配偶者の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその配偶者に支払をしたことを明らかにする書類
② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその配偶者が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類

2-2 記載についてのご注意

- (1) 「配偶者の個人番号」欄には、配偶者のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (2) 「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄の記載に当たっては、「4 合計所得金額の記載についてのご注意」をご参照ください。
- (3) 「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄にチェックを付け、その該当する区分（①～④）を「区分Ⅱ」欄に記載してください。
- (4) 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄（A～C）及び「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄（①～④）にそれぞれ記載した区分を、「控除額の計算」の表に当てはめて求めた控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載してください。

◆所得金額調整控除申告書◆

3-1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に、令和4年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」を提出した給与の支払者））に提出してください。
- (2) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、所得金額調整控除の適用を受けることができません。
(注) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。
- (3) あなた以外の所得者の所得金額調整控除の適用において、次のイ、ロ又はハに該当する特別障害者⁽¹⁾又は年齢23歳未満（平12.1.2以後生）の人とされた人であっても、あなたの所得金額調整控除の適用において、次のイ、ロ又はハに該当する特別障害者又は年齢23歳未満の人とすることができず、イ あなた自身が特別障害者
ロ 同一生計配偶者⁽²⁾又は扶養親族⁽³⁾が特別障害者
ハ 扶養親族が年齢23歳未満
(注) 1 「特別障害者」とは、次のいずれかに該当する人をいいます
① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
② 精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、障害等級が1級の人
④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人のうち、障害の程度が1級又は2級の人
⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている人のうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人
⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
⑦ 常に就労を要し、複雑な介護を要する人

- ⑧ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上（昭和33年1月1日以前生）の人で、その障害の程度が①、②又は④に該当する人と同程度である人として市町村長、特別区の区長や福祉事務所の長に認定を受けている人
- 2 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人をいいます。
- 3 「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人をいいます。
なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。
- (4) 年末調整における所得金額調整控除の額については、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」の提出を受けた給与の支払者）が計算することになります（最大15万円）。

3-2 記載についてのご注意

- (1) 「要件」欄の該当する項目にチェックを付けてください（2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つにチェックを付けてください）。
- (2) 「☆扶養親族等」欄の「左記の者の個人番号」欄には、特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族又は年齢23歳未満である扶養親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (3) 「☆扶養親族等」欄の「左記の者の合計所得金額（見積額）」欄の記載に当たっては、「4 合計所得金額の記載についてのご注意」をご参照ください。
- (4) 「☆特別障害者」欄の「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載してください（特別障害者に該当する人が「扶養控除等申告書」に記載している特別障害者など同一である場合には、特別障害者に該当する事実の記載に代えて「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。）。

各申告書の合計所得金額について

4 合計所得金額の記載についてのご注意

- 「基礎控除申告書」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄、「配偶者控除等申告書」の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄の記載に当たっては、次の事項にご注意ください。
- なお、「所得金額調整控除申告書」の「☆扶養親族等」欄の「左記の者の合計所得金額（見積額）」欄については、次の(1)と(2)の合計額を記載してください。
- (1) 給与所得
① 俸給、給料、賞与や賃金（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含まず。）は給与所得となります。
② 2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合、「収入金額」欄及び「所得金額」欄は2以上の給与の総額により記載することとなります。
③ 「所得金額」欄には、次の【給与所得の金額の計算方法】により求めた給与所得の金額を記載してください。なお、所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からそれらの控除額を控除してください。
※ 所得金額調整控除の計算については、次の【所得金額調整控除の額の計算方法】をご参照ください。
※ 特定支出控除の計算については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサー「給与所得者の特定支出控除」をご参照ください。

【給与所得の金額の計算方法】

給与所得の金額は、給与の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされており、次の表により求めた金額となります。

給与の収入金額(⑧)	給与所得の金額
1円以上 550,999円以下	0円＝所得金額
551,000円以上 1,618,999円以下	⑧－550,000円＝所得金額
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円＝所得金額
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円＝所得金額
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円＝所得金額
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円＝所得金額
1,628,000円以上 1,799,999円以下	①: ⑧ ÷ 4 (千円未満切捨て) = ⑤ ⇒ ②: ⑤ × 2.4 + 100,000円 = 所得金額
1,800,000円以上 3,599,999円以下	①: ⑧ ÷ 4 (千円未満切捨て) = ⑤ ⇒ ②: ⑤ × 2.8 - 80,000円 = 所得金額
3,600,000円以上 6,599,999円以下	①: ⑧ ÷ 4 (千円未満切捨て) = ⑤ ⇒ ②: ⑤ × 3.2 - 440,000円 = 所得金額
6,600,000円以上 8,499,999円以下	⑤ × 90% - 1,100,000円 = 所得金額
8,500,000円以上	⑧ - 1,950,000円 = 所得金額

【所得金額調整控除の額の計算方法】

- 次の①又は②に該当する場合は、それぞれ次の①又は②の算式により計算した所得金額調整控除の額（①と②の両方に該当する場合は、それらの合計額）が、その年分の給与所得の金額から控除されます。
- ※ 所得金額調整控除の額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。
- ① あなたの本年中の給与の収入金額（2以上の給与の総額）が850万円を超え、「3-1 申告についてのご注意」の(3)のイ、ロ又はハに該当する場合

【算式】

(給与の収入金額⁽⁸⁾ - 850万円) × 10%。

- ※ 1,000万円を超える場合は、1,000万円
- ② あなたの本年中の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合
【算式】
給与所得控除後の給与等の金額⁽⁹⁾ + 公的年金等に係る雑所得の金額⁽¹⁰⁾ - 10万円
※ 10万円を超える場合は、10万円

(2) 給与所得以外の所得の合計額

「所得金額」欄には、給与所得以外の所得の合計額を記載してください。なお、この給与所得以外の所得の合計額には源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、あるいは確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】にこの様式と併せて掲載している「給与所得以外の所得の種類等」をご参照ください。

